

委任状

平成23年 月 日

(住所) 〒 —

栃木県

(氏名) 印

(連絡先) — —

私は、委任事項（１）の請求、交渉、和解、和解の仲介の申立、取り下げの一切については、自ら行うことなく、その一切を下記の受任者にお任せすることとし、以下のとおり委任します。

なお、下記委任事項の遂行に必要な費用（弁護士費用を含む）については、東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策栃木県協議会（以下「協議会」という）の計算により、委任事項の遂行によって得られた仮払金、賠償金および補償金から控除することをあらかじめ承諾します。

記

1. 受任者：

(1) (住所) 〒327-0031 栃木県佐野市田島町105番地
高橋 一 夫 殿（協議会会長として）

(2) (住所) 〒321-0912 栃木県宇都宮市石井町1807番地1
小島 俊 一 殿（協議会副会長として）

2. 委任事項：

(1) 東京電力株式会社福島原子力発電所事故に伴う放射性物質の流出により受けた損害の賠償および原状回復等にかかる東京電力株式会社との請求・交渉・和解の締結、ならびに、原子力損害賠償紛争審査会への和解の仲介の申立と取り下げ

(2) 受任者として、上記（１）の行為を遂行するための代理人弁護士の選任

(3) 上記（１）の行為により得られる賠償金・補償金・仮払金等の受領と分配

(4) その他、上記（１）の遂行に必要な一切の事務（受任者が協議会の規約に従い協議会を通じて行う事務を含む）

3. 委任の期限：この委任は次の場合に終了する。

(1) 上記1の受任者が協議会の会長又は副会長を退任したとき

(2) 協議会が解散したとき

(3) その他、民法その他法令による委任の終了事由が生じたとき

以上